

平成18年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第3号)

議事日程〔第3号〕

9月22日(金曜日)午前10時 開議

開議宣告

- 日程第1** 閉会中の継続審査申し出の件
(第76号議案及び第77号議案)
- 日程第2** 第63号議案から第75号議案まで及び第5号報告と第6号報告について委員長報告
(質疑・討論・表決)
- 日程第3** 第78号議案から第80号議案まで上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4** 意見書案第4号及び意見書案第5号上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 24番 | 近藤 | 今朝 | 則 |
| 25番 | 井上 | 優 | |
| 26番 | 菅 | 健雄 | |
| 28番 | 近藤 | 準三郎 | |
| 29番 | 後藤 | 等 | |
| 30番 | 相部 | 法生 | |
| 31番 | 酒井 | 貞生 | |
| 32番 | 堂園 | 慶吾 | |
| 34番 | 南浴 | 利雄 | |
| 35番 | 徳永 | 浄 | |
| 36番 | 益戸 | 政吉 | |
| 37番 | 野上 | 一郎 | |
| 39番 | 木村 | 修一 | |
| 40番 | 大石 | 忠昭 | |
| 41番 | 岩本 | 武 | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(38名)

- | | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 成重 | 博文 |
| 2番 | 安達 | 隆 |
| 3番 | 尾上 | 真一 |
| 4番 | 野田 | 大二 |
| 5番 | 岡部 | 心介 |
| 6番 | 山田 | 秀夫 |
| 7番 | 松本 | 博彰 |
| 8番 | 中山田 | 健晴 |
| 9番 | 河野 | 徳久 |
| 10番 | 明石 | 光子 |
| 11番 | 村上 | 和人 |
| 12番 | 吉高 | 彰生 |
| 13番 | 安長 | 袈裟雄 |
| 14番 | 小野 | 國廣 |
| 15番 | 鴛海 | 政幸 |
| 16番 | 近藤 | 安夫 |
| 17番 | 後藤 | 龍太郎 |
| 18番 | 安東 | 正洋 |
| 19番 | 北崎 | 安行 |
| 20番 | 川原 | 直記 |
| 21番 | 河野 | 正春 |
| 22番 | 山本 | 博文 |
| 23番 | 進藤 | 国臣 |

欠席議員(3名)

- | | | |
|-----|-----|----|
| 33番 | 成重 | 昌臣 |
| 38番 | 井ノ口 | 政之 |
| 42番 | 瀬口 | 孫次 |

職務のため議場に出席した事務局職員の

職氏名

- | | | |
|-------|----|----|
| 事務局 長 | 増田 | 正義 |
| 議事係 長 | 清水 | 栄二 |
| 書記 | 安藤 | 雅俊 |
| 書記 | 近藤 | 浩二 |

説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | | |
|---------------|----|----|
| 市 長 | 永松 | 博文 |
| 助 役 | 都甲 | 昌叡 |
| 参事兼総務課長 | 鴛海 | 豊 |
| 参事兼真玉市民センター長 | | |
| | 青野 | 素久 |
| 参事兼香々地市民センター長 | | |
| | 佐藤 | 良雄 |
| 企画財政課長 | 野村 | 信隆 |
| 税務課長 | 河野 | 清一 |
| 福祉事務所長 | 大園 | 栄治 |
| 環境課長 | 水江 | 義和 |
| 商工観光課長 | 桑原 | 茂彦 |
| 農林振興課長 | 北崎 | 順一 |
| 建設課長 | 奥田 | 秀穂 |

9月22日

契約・住宅係長	川口達也
総務・法規係長	久保健一
秘書広報係長	小野政文

教育庁

教育長	都甲桂一
総務課長	安東洋義
学校教育指導室長	早田義司郎
総務管財係長	近藤幸一

○議長（菅 健雄君） おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。
決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において、審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。
おはかりいたします。
お手元に配布してあります継続審査申し出の件の第76号議案及び第77号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。
よって、お手元に配布してあります継続審査申し出の件の、第76号議案及び第77号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（菅 健雄君） 日程第2、第63号議案から第75号議案まで及び第5号報告と第6号報告を一括議題といたします。
これより委員長の報告を求めます。
総務委員長川原直記君。

○総務委員長（川原直記君） おはようございます。総務委員長報告をいたします。
去る9月15日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。
第63号議案、平成18年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）の内、本委員会に付託された部分ですが、まず、歳入については、本年10月1日から本格施行されず障害者自立支援法の関係事業など制度改正に伴うもの、国・県補助事業費の枠拡大に伴うもの及び災害復旧事業などに伴う、財源措置です。
財源としては、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰越金及び地方債などであり、1億5,811万6,000円の増額補正です。
次に、歳出については、
2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費

これは、例規集の差し替えに伴うもので、法律改正等により、差し替えが当初予定より大幅に増えたための増額補正です。

2款総務費 1項総務管理費 5目財産管理費

これは、旧香々地町の民間の奨学資金から新市で受け入れてもらいたいという申し出により、寄付の際の条件として教育の振興に役立ててほしいということから、教育振興基金に積み立てるものです。

2款総務費 1項総務管理費 11目プロジェクト推進費

これは、10月から試験運行されます乗合タクシーの事業者への委託料です。

次に地方債の補正については、現年発生農林水産施設補助災害復旧事業債、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債の追加及び臨時財政対策債について所要の変更を行うものです。

以上審査の結果、第63号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第66号議案、「基本構想を定めることについて」は、平成27年度を目標年次とした市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるため議決を求めるものです。

第67号議案、「過疎地域自立促進計画を変更することについて」は、新規事業として市道及び農道路線整備事業並びに地域介護福祉空間整備事業を本計画に追加するためのものです。

第68号議案、「財産の取得について」は、消防本部で使用する災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得するため議決を求めるものです。

第70号議案、「豊後高田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」は、障害者自立支援法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第71号議案、「豊後高田市消防本部及び消防署の設置に関する条例等の一部改正について」は、消防組織法の一部改正及び障害者自立支援法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第66号議案から第68号議案まで、第70号議案及び第71号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（菅 健雄君） 社会文教委員長進藤国臣君。

○社会文教委員長（進藤国臣君） おはようございます。社会文教委員長報告をいたします。

去る9月19日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案7件及び報告2件

の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第63号議案、平成18年度豊後高田市一般会計補正予算(第1号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。その内容としては、

3款民生費 1項社会福祉費

これは、10月1日から本格施行される障害者自立支援法の関係事業など制度改正に伴い、旧障害者福祉関係事業を減額し、障害者自立支援費に組み替えを行うものです。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費

これは、年度当初より各児童クラブの児童数の増及び制度の見直しに伴う委託金の増額による増額補正です。

3款民生費 2項児童福祉費 6目児童援護費

これは、障害児にむけた負担軽減ということで、児童デイサービス利用促進事業費補助金の増額補正です。

また、扶助費については、障害者自立支援法の関係で、各障害が一元化されたことに伴い、障害者自立支援費に組み替えということで、減額補正されています。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目保健予防費

これは、乳幼児医療費給付費の支給対象年齢の拡大等に伴う増額補正です。

10款教育費 3項中学校費

これは、高田中学校柔道部及び空手道部、香々地中学校ソフトテニス部の全国及び九州中学校体育大会に出場するための交通費等の費用の一部を助成するものです。

10款教育費 5項社会教育費

これは、文化庁の子どもの映画鑑賞普及事業の実施に伴う映写技師を含めた上映作品の借り上げ料の増額補正です。

審査の結果、第63号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第64号議案、「平成18年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」については、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図るため、国民健康保険法の改正により本年10月1日から導入される保険財政共同安定化事業に要する経費を計上するものです。

第65号議案、「平成18年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、介護保険法の改正に伴う経過的要介護にかかる保険給付費の歳出科目の組み替え及び平成17年度の国庫支出金等の精算に要する経費を計上

するものです。

第72号議案、「豊後高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正について」は、大分県乳幼児医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第73号議案、「豊後高田市国民健康保険条例の一部改正について」は、健康保険法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第74号議案、「豊後高田市廃棄物処理施設条例の一部改正について」は、市町合併に伴い、「豊後高田市高大クリーンセンター」の名称を「豊後高田市クリーンセンター」に変更するものです。

第75号議案、「豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正について」は、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第64号議案、第65号議案及び第72号議案から第75号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号報告、「平成18年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)」については、前年度分の国庫支出金等を精算するため、専決処分をしたものです。

第6号報告、「平成17年度豊後高田市介護サービス事業特別会計剰余金の処分について」は、平成17年度豊後高田市介護サービス事業特別会計剰余金を処分することについて、専決処分をしたものです。

以上審査の結果、第5号報告及び第6号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 産業建設委員長鴛海政幸君。

○産業建設委員長(鴛海政幸君) どなたもおはようございます。産業建設委員長報告をいたします。

去る9月20日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第63号議案、平成18年度豊後高田市一般会計補正予算(第1号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出の内容としては、

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費

、18節備品購入費。これは、そば産地育成のためのコンバイン購入に伴う補正です。

、集落営農育成・確保緊急整備支援事業費補助金。これは、来年度から経営所得安定対策という国の農政が大幅に変更されることに伴い、緊急

9月22日

な支援事業ということで新規の国庫補助事業です。

内容としては、集落営農組織3地区から要望により、コンバイン2台、トラクター1台の購入に伴う補助金です。国2分の1、地元2分の1の事業です。

6 款農林水産業費 1 項農業費 4 目園芸振興費

、園芸農業構造改革(花き産地サポート)対策事業費補助金。これは、県単独事業で花き産地の育成を目標としたソフト事業です。

、多様な担い手育成対策事業費補助金。これは、小規模対策育成事業の県の補助金が減額されたことに伴う内容の組み替えと新たに小規模のハウスの建設にあたり、労賃を加算となった分が増額となったものです。

8 款土木費 6 項住宅費 2 目住宅建設費

これは、市営夏目住宅の公共下水道接続工事にかかる補正です。

1 1 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費

これは、7月の梅雨前線豪雨による農地災害、田4カ所、畑1カ所にかかる復旧のための補正です。

1 1 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費

これは、7月の梅雨前線豪雨による公共土木施設災害、河川4カ所、道路12路線にかかる復旧のための補正です。

以上審査の結果、第63号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第69号議案、「豊後高田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について」は、急傾斜地崩壊対策事業を実施するにあたり、受益者より徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものです。

以上審査の結果、第69号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 私は、72号議案について、社会文教委員長に質疑をしたいと思います。

今の報告では、所定の、所要の規定整備をするものであるということが述べられましたけれど

も、どのような審議がされたかということは全く触れられませんでしたので、質疑するものです。

この条例改正案は、これまでで議案質疑や一般質問で述べましたように、これまで完全無料であったものが、一部受益者負担が導入されるという、いわゆる改悪される部分と、それから新たに通院医療費を就学前まで対象拡大するという改善される部分が相互に含まれた条例で、市民の間では非常に関心が高いわけです。新聞報道などでご承知のように、市内、各市で次々と、これでは子育て支援に逆行するということから、市独自の助成措置を講じてきております。

よってですね、質疑したいのは、所要の規定整備ということなんですけれども、この審議の過程の中で、何か質疑や意見は誰からも出なかったのか、あったらその審議の内容について説明してもらいたい。特に、他の市で実施してるように、この負担が増える分は、その一部でも市が助成をしようというような意見は特になかったのか。説明していただきたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 23番進藤国臣君。

○社会文教委員長(進藤国臣君) 大石議員の質問にお答えいたします。

この72号議案については、一部議員から質疑がございました。特にこの72号議案については、ご存知のように、通院が3歳未満が未就学までできるということですね。それはいい面ですが、一部入院費、食事療養費等が負担が若干増えるというような質問がありました。なお、低所得者の減額措置については、今回処置をしておりませんというような質問がございました。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) いま説明がありましたけれども、ちょっと私の質問とかみ合った説明だったんでしょうか。今度の条例でどうなるかというのは説明を求めたわけじゃないんです。あの、どういう質疑や意見があったかということなんですけど、ちょっとその辺が正確じゃなくて。

それから2つ目は、他市がそれぞれ市独自で助成措置を講じてるけれども、豊後高田でも、一部でも助成を講じるという、講じるべきだというような意見はなかったかという質問なんですけれども、ないならない、あったらあった。それで、再質疑としてですね、その場合に、執行部はどのような対応をされるか、答弁をされたのか、も説明していただけたらと思います。

○議長(菅 健雄君) 23番進藤国臣君。

○社会文教委員長(進藤国臣君) 大石議員の再質問にお答えいたします。

ある委員から、子どもが入院した場合、食費とか、あるいはその負担が多いんじゃないかと、それはどのくらいかというような質問がございま

した。先程申しましたように、この72号議案の条例改正には、いい面と悪い面がございます。通院が就学児まで延びたということではありますが、一部入院やら...

○40番(大石忠昭君) そんなこと聞いてない。
○社会文教委員長(進藤国臣君) 療養費が増えたということがございました。回答の方でも、まだ全部一人ひとりどんくらい負担が増えるのか、こういうことは、まだ正確には分かってないということで、一部食事と入院費が増えるというようなことでありました。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は69号、72号議案に賛成討論をいたします。

最初は、69号ですが、この条例は、これまで国や県の事業対象に該当しなかった家屋5戸以内の地域の災害、以内の災害地域にも、災害対策事業を実施するということであり、その代わりに受益者負担を10パーセント徴収するということを定める条例であります。国、県が事業主体の急傾斜地崩壊対策事業は、受益者負担のその費用分は、市が全額負担をしてきました。今回の市単独事業でも、受益者負担金を徴収するか否かについては、あるいは、その負担金、分担金をどれだけの額にするかは、市長が議会にはかれば適当な方法を定めることができるものであります。私は議案質疑の中でも、せめて負担金は5パーセントに見直しすることできないかと質疑しましたけれども、できないという答えでありました。国、県の事業は、自己負担がないのに、市単独事業は、10パーセントの負担をさせること自体は、これは比較しますと不公平であります。今回、豊後高田市はなかったこの市単独事業を実施することになりましたので、私は条例制定には賛成をいたします。

今後の問題として、市単独事業は、受益者に負担をしていただくことになったので、国、県事業も自己負担をしてもらうということにならないように、改悪されないように要求しておきます。

次は72号議案についてであります。

この条例改定議案は、大分県の助成実施要綱の一部改定を受けて、県の要綱どおりに改定するものであり、乳幼児医療助成の通院の対象年齢を就

学前まで拡大する。その代わりに、これまでの完全無料であった分を一部自己負担を導入するというものであります。

私は今年の3月、6月議会でこの県の要綱改定を事前に情報を得ておりましたので、この問題を取り上げまして、住民負担にならないように県が今までどおり助成するように県に働きかけをせよと。どうしても県が無理というならば、市単独で助成をし、これまでどおり全額無料の継続をすべきではないかと要求してまいりました。

また、6月7日には、3歳未満児の通院費、就学前までの通院、食事療養費についても、無料化を継続するようにと文書で市長に申し入れをいたしました。しかし、今回提案されてるこの条例改正案では、県の要綱に沿ったものであり、これまで完全無料であった3歳未満児の通院と入院の医療費、それから6歳までの入院の医療費、それから食事療養費など一部負担が導入されました。この自己負担導入は、子育て支援に逆行するものであり容認できませんが、今回、通院医療費の助成が就学前まで拡大されましたので、総体的に見れば助成対象者や助成総額が増加しますので、この条例案に、私は条例改定議案に賛成するものであります。

県内各市でも、自己負担導入に対する住民の批判の声にこたえて、市独自の助成措置を行っております。今回、市政アンケートで子育て支援に何を望みますかの問いに対し、小学校に入学するまで通院医療費も無料にしてほしいとの回答が一番たくさんありました。日本共産党は今後も県に対して、自己負担導入の撤回を求め、県会議員を、

(聞き取れず)...

全然当たらんねえ、何分前から。

○議長(菅 健雄君) 大石議員、

○40番(大石忠昭君) もう終わりますから。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

発言中ですが、自席にお戻りください。

○40番(大石忠昭君) なぜですか。

○議長(菅 健雄君) そのあと、条件言いますから、

○40番(大石忠昭君) それで切ったわけですか。

○議長(菅 健雄君) いやいや、そうじゃありません。

(「議事進行」の声あり)

○議長(菅 健雄君) それは、どうぞ。

○40番(大石忠昭君) 議長の指示に従いますけど、それで切ったわけですかね。

○議長(菅 健雄君) いや、違います。

○40番(大石忠昭君) 違うんですか、なぜですか。その調査結果を公表してください。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) ただ今40番議員の

討論はですね、賛成討論であるということで最初前置きをしておると思います。で、あれば積極的なですね、賛成の理由を述べて終わるべきだと思います。要望、意見を取り入れたようなですね、賛成討論ということはあり得ません。したがってですね、これは会議規則のですね、55条、発言内容の制限、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならないということで、当然ですね、これは討論の範囲を私は超えておると思います。ですから、議長において取り計らいをお願いしたいと思えます。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

討論は、賛成又は反対のいずれかを明確に表明するものですから、何らかの要求、要望、希望を入れて賛成するという条件をつけることはできません。そういうことになっておりますので、注意いたします。

○40番(大石忠昭君) 私はまだ発言続けたいんですが、発言を中止するということですか。

○議長(菅 健雄君) いやいや、そういうことになっておりますので、条件とかそういうことでなくて、賛成又は反対のいずれかを明確に表明する討論で、通告に基づき討論を続けてください。

○40番(大石忠昭君) 私の討論の途中でマイクが一部切れましたが、原因が分からないようですので原因の究明を求めておきたいと思えます。

討論を続けますが、何か私の討論の途中で自席に戻れというふうに議長から指示がありましたので、指示に従いましたら、議運の委員長から意見がありましたけれども、私は議運の委員長の意見を承服することはできません。しかしながら、いま、議長から討論を続けよという指示がありましたので続けます。

議長から賛成なら賛成の趣旨を述べると言われましたが、明確に私は趣旨を2つの条例について述べたつもりでございます。それが理解できないのなら残念で仕方ありません。

よって、討論を続けますけれども、私ども日本共産党は、今後も自己負担導入撤回、完全無料化を目指して県議会議員を先頭に運動広がりますが、もう市長も今後、県に自己負担の導入の撤回、制度の見直しを要求すると同時に、

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。

○40番(大石忠昭君) 他市と同じように市独自の助成措置を講じるように要求し、討論を終わります。

(○24番(近藤今朝則君) それがいかなのですよ。)

○40番(大石忠昭君) 以上であります。

○議長(菅 健雄君) 大石議員に申し上げます。先程私が言った趣旨は、要求、要望、希望を入れた条件付きの賛成ということは認められません

ので、今後そういうふうな立場で考えてください。

○40番(大石忠昭君) 議長、議事進行についていいですか、発言いいですか。

○議長(菅 健雄君) はい、どうぞ。

○40番(大石忠昭君) 私も長いこと議員をしておりますが、討論にそういう形でね、異議があったのは、35年間で初めてでございます。私は、もっと言うならば、一般質問で要望、要望、要望というのがありまして、答弁なし、なしと、これは一般質問に値しないんじゃないかと意見を述べておきます。討論というのはですね、賛成、反対討論があります。それに対して、反対でも、賛成でも、意見を述べることは自由であります。言論がこれほど保障されてることはないんですね。よって、会議規則でも、全国の会議規則読んでみましたけれども、討論については、時間制限がありません。しかし、議長の権限がありますからね、私は議長の先程の指示に従ったつもりです。終わったあとからもね、何かそういう意見を述べるのでね、その条件つき賛成、条件つき反対はありませんとかね、条件つき賛成とかいう言葉を一切使っておりません。はい、一切使っておりません。そんなね、そんなことは、あまりにもね、行き過ぎじゃないですか。そこまでね、指示されなければならぬんですか。議長がね、もっと権限を持つ、発揮するというんならね、別な場所でね、執行部に対してもう少し強い意見を述べてもらいたいということをね要望しまして、私の議事進行終わります。

○24番(近藤今朝則君) 議事進行、私も議事進行。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 私はですね、今日の委員長報告に対する質疑、討論、表決というのがまだあります。表決以前ですね、討論ですから、積極的に賛成をして、どうぞ表決の際、私の意見に沿ってですね、賛同してほしいという討論であるべきだと思っています。まして、質疑も委員長報告にし、それは、私は質疑をすることは、本当に確かなものだという確認でね、してあるなら、あと賛成についても、ああ、こら大石議員は、積極的な賛成をするんだなこう思っておった矢先のことですし、今後の問題としてですね、やはり、議題に対する、議案に対するですね、質疑、討論、表決、あと表決の段階があるわけですから、要望意見を含めたですね、討論されてはですね、議長として、あとの取り計らいでですね、どのようにするのか、個人の要望意見であってですね、議会として当然議案に対して要望決議をするとかいうのであればですね、これは、別問題、別の動議とかいうような形でね、行うべきであって、今の40番議員の言う発言はですね、議会ルールに反しておると思えます。

以上です。

○議長(菅 健雄君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

第63号議案から第75号議案まで、及び第5号報告と第6号報告については、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第63号議案から第75号議案まで及び第5号報告と第6号報告については、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(菅 健雄君) 日程第3、第78号議案

から第80号議案までを一括議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由の御説明を申し上げます。

第78号議案は、「工事請負契約の締結について」でございます。

市内の学校給食調理場を一本化し、運営の効率化を図るとともに学校給食衛生管理基準に適合した施設として学校給食センターを建設するため、請負契約を締結したいので提出するものでございます。

第79号議案は、「財産の取得について」でございます。

学校給食センターの建設に伴う厨房機器を取得するため、議決を求めるものでございます。

第80号議案は、「人権擁護委員の推薦について」でございます。

本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任者として、秋吉文重氏を推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第78号議案から第80号議案までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 40番日本共産党の大石でございます。

78号議案、79号議案に質疑をしたいと思います。

最初は、工事請負締結の議案なんですけれども、今回2億6,040万円で契約をしたいということですが、この入札の参加業者名と、入札金額について。

2つ目は、予定価格と落札、この契約金額との差額、いわゆる割合ですね、何パーセントなのか。

それから、契約相手は、市内業者なんですけれども、今後この建築主体工事に当たって、下請け、孫請けなどがですね、出てくると思うんですけれども、それも市内業者が保障されるという、何か行政指導ができるのか。ぜひしてほしいと思うんですけれども、今までの公共工事見ましたら、ほとんど働いてる方、下請け、孫請け、その下というのを見ましたら、他市の方が多いようなんです。これだけ公共工事が少ないんですから、なんとか実際に現場で働く人たちは、地元の方が雇用できるし、実際儲けも地元へ落ちるような下請け、孫請け体制をとってもらいたいと思うんですけれども、それはどうか。

それからもう1つは、建築の原材料についても、なるべく、コンクリートは地元は間違いないと思うんですけれども、その他の建築資材についても、地元業者の育成につながるように、指導してほしいと思うんですけれども、それができるのかどうかですね。

次が、79号の厨房機器の購入についてであります。

これにつきましても、まず指名業者名と入札金額、それから予定価格との差額ですね、差額割合がどうなってるのか。

それから、この入札の参加業者ですね、指名業者の選定基準というのはどのようになってこの業者が選ばれたのか。

それからもう1つは、この予算を組む前に相見積りを取ってると思うんですけれども、相見積りを取った業者は、どの業者なのか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長(菅 健雄君) 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の78号議案についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、入札参加業者と入札金額についてのご質問ですけども、入札の参加業者につきましては、5業者でございます。株式会社菅組、西日本土木株式会社、佐々木建設株式会社、株式会社都建設、有限会社三明工務店でございます。

落札金額につきましては、2億6,400万円でございます。

それから、2点目の落札割合でございますけれども、90...

9月22日

(「40万を400万と言った」の声あり)

○建設課長(奥田秀穂君) 失礼いたしました。落札金額につきましては、2億6,040万円でございます。

落札割合でございますけれども、98.8パーセントでございます。差が1.2パーセントになります。

それから、3点目の下請け、孫請け等について、市内業者に指定できないかということと併せまして、建築にかかる原材料の地元業者にも指定についての質問でございますけれども、これはできかねますということ。

○議長(菅 健雄君) しばらく休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長奥田秀穂君。

○建設課長(奥田秀穂君) 大石議員の、3点目の下請け、孫請けについて、市内業者に指定できないかということ、4点目の建築の原材料についての地元業者に指定できるかということにつきましては、今後要請をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 教育庁総務課長安東洋義君。

○教育庁総務課長(安東洋義君) 大石議員の、79号議案の厨房機器の指名業者名と入札価格についてのご質問にお答えいたします。

指名業者につきましては、株式会社A I H O、タニコー株式会社、株式会社中西製作所、北沢産業株式会社、株式会社フジマック、ホシザキ南九株式会社、株式会社マルゼン、株式会社三國産業の8社でございます。

入札価格につきましては、株式会社A I H O 3億2,000万、タニコー株式会社2億9,500万、中西製作所2億6,950万、北沢産業株式会社3億150万、株式会社フジマック2億9,800万、ホシザキ南九株式会社3億5,000万、株式会社マルゼン2億8,000万、株式会社三國産業3億4,000万でございます。

それから、次の、予定価格との差額というご質問でありますけど、この物品の購入につきましては、予定価格の公表をしておりませんので、そういうことをご了承願いたいと思います。

それから、指名した業者の選定基準というご質問でございますが、この物品の購入につきましては、本来なら指名委員会にはかる案件ではございませんが、県内における納入実績等を考慮して、指名委員会でこの8社を決定していただいたとでございます。

それから、予算で相見積りを取った業者という

ご質問でございますが、これは専門家等の意見を聞いてですね、参考機種となったメーカーのカタログを参考に設計額を算定したということで、相見積りを取った業者はございません。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) じゃもう一度お尋ねしますが、78号議案については、指名業者と入札価格も質疑したつもりだったんですけども、回答がありませんでした。機器の方はありましたけどね。それちょっと回答していただきたいということ、下請け、孫請け原材料の関係では、最初は、答弁を断りましたけれども、あと助役から注意を受けて要請していきたいという回答があったんですけども、これだけ公共工事などが少ないだけにですね、やはり、この中小零細業者、特に下請け、孫請け業者、その業者やそこで働く方々にとっては、やっぱり公共工事でどれだけ仕事を請けられるかというのが注目されてるところなんです。ところが実態はどうかとみますと、もうほとんど下請け、孫請けはもう市外ですね。今の中核工業団地なんかも、あれだけ建設されるけれども、もう市内の業者は全然見かけられないような状況なんです。

で、よってですね、働きかけると、これは誰が誰に働きかけるのか、市長自らなんだか、助役からやるということなのか、建設課長かと、やっぱりね、私はもう市長がそれぐらいですね、働きかけをしてもらって、零細業者や働く方々のやっぱり利益を守ってもらいたいと思うんですけども、その辺の答弁を求めます。

それから、次の79号議案についてなんですけれども、相見積りは取っていないということが分かりました。カタログを取り寄せたということでありましたが、で、そのカタログを取り寄せた業者名を明らかにしてください。

で、私のほうに情報が入ってるのは、この中西製作所ですかね、もう、設計書見たら、いくら8社指名してるけれども、8社しようと、9社しようとね、5社に絞ろうとも、もう最初から中西製作所という企業、業者に落札できるような仕組みになってるんだと、もう設計そのものがほかの業者ではやれない、そういうその厨房器具だというように情報がありました。で、この指名についても、このここを入れるためにも市内の有力者がかなり動いたと、有力者5人の名前まで聞きましてけれども、まあ、そういう情報がありました。

よってですね、やはり、ここのこの厨房機器の購入の予定価格は公表すべきだと思うんですけども、なぜその、この議会の場でこの情報社会の中で、予定価格が公表できないのか。ぜひ公表してもらいたいと思うけども、ね、まだ、これが入札前でないんですよ。もうここの契約する段階

で、この議場でですね、その公表できないちゅうのは、建築請負金額については予定価格は公表できてね、器具購入についてはできないというのは、不公平ではありませんか。なぜなのか、そういう疑惑が深まるから、できないということなのかですね、その疑惑がないというなら、堂々と明らかにすべきだと思いますけれども、見解を市長から求めたいと思います。

それから、もう1点は、予算についてですね、この厨房機器購入の予算はいくらだったのか。その予算の元になったのは、その中西製作所との関係で云々という話も、一部、これは確かな情報じゃないけれども、そういう情報もありましたけれどもね、私ははっきりしたことは分かりませんが、その予算の算定の根拠についてね、どういう根拠でそういう予算になってるのか。その辺も明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 建設課長奥田秀穂君。

○建設課長（奥田秀穂君） 大石議員の、入札金額について答弁します。

第1回ですけれども、株式会社菅組2億4,800万円、それから西日本土木株式会社2億4,920万円、それから佐々木建設株式会社2億4,950万円、株式会社都建設2億4,960万円、有限会社三明工務店2億5,000万ちょっとでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 助役都甲昌勲君。

○助役（都甲昌勲君） 大石議員の質疑の下請け等の問題につきましては、私から業者に指導要請をしてみたいとそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 教育庁総務課長安東洋義君。

○教育庁総務課長（安東洋義君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

79号議案の関係でございますが、予定価格を公表できないかということですが、先程ご答弁申したとおりでございますので、ご了承願いたいと思います。

それから、予算は、この厨房機器についていくらだったのかということですが、18年度予算学校給食センター建設費8億6,726万4,000円のうち、工事請負費が8億3,840万でございますが、工事請負費のうち、厨房機器として3億5,000万を積算しておりました。

以上でございます。

（「カタログ」の声あり）

○教育庁総務課長（安東洋義君） すいません。ちょっと失礼します。

カタログを取った業者でございますけど、タニ

コー株式会社、中西製作所、株式会社マルゼン、株式会社三国産業、この4社から取っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） はい、もう一度質疑いたします。

78号議案で、いま入札金額が課長からありましたけれども、これは消費税を含まない額と、今回提案されている2億6,040万円は、5パーセントの消費税を含んだ額ということですね。そういうことやね。

そうすると、まあ、予定価格イコール設計単価というのは、まあ最近ずっとそういう方法になったようなんですけれども、これが従来の設計単価があり、予定価格があって、それであると落札ということになったら、もうほとんど馬乗り状況あるいはそれを超えてるかのような数字になると思うんですね。98.8パーセントというのは、

よって、大分市などのように、あれだけ、これだけの規模の工事ですから、40業者、30何業者という指名をしていますね。で、60何パーセント、70何パーセントで落札されているようなんですけれども、うちの場合は、現在の設計単価イコール予定価格との差額が1.2パーセントというね、もう県内でも珍しい状況のこの落札で、今回請負契約の締結議案が提案されてるわけなんですけど、今回これを撤回して改めよと言ってもそれは無理な話ですけど、今後についてはね、やはり、設計単価イコール予定価格というふうに変えたんならば、もう少しその指名業者を増やすという方法取るべきだと思うんですけども、以前は取ってましたね。ずっと倉田市長時代は取っていましたが、最近こういうことになったんですけども、あれだけ、その便所の水道代も辛抱せよせよというくらいならば、こういうことこそね、やはり、もう少し見直しをすべきだと思うんですけども、これ市長の答弁求めてこの分は終わります。

それから、次が厨房機器についてなんですけれども、予定価格は公表できない、その理由を聞かせてもらいたいんです。いまなぜなんですかね、いまこの時代で、なぜもう議会で議決をする、議会に契約金額を提案した段階でも予定価格が公表できないちゅうのは、どういう理由なのか、明確にしていきたいと思うんです。法的根拠を、条例の根拠なども含めてですね、してください。

それから、もう1つの、この中西製作所と契約する問題で、情報では、この8社指名してるけれども、もう設計書を見たら、もうここしかない、そういうそのものになってる。特殊なものが入ってるんだという情報なんですけども、そういうことはないんですかね。8社ともどこでもこの設計書どおりのことでやれるようなそういう設計に

9月22日

なってるのでしょうか。私のとこに入ってきたのは、そうではないんやと、もう最初から決まってるんやというそういうものなんですけれども、どこでもやれるようなそういう設計なんですか。これがもう1つですね。

それから、カタログで4社を取ったというね、で、それ相見積り取ってないけれども、予算が決まっていたと思うんですけども、その4社の中の1社が入ったとね。で情報では、ここの大手で、この談合で、こん次はあなた、こん次はどこというようになってるというようにまで入ってるんですよ。

だから、そのなぜ4社をこの4社を選んだ根拠についても明らかにしてもらいたいと思うんです。以上です。いわゆるカタログでの最初ですね、最初そのカタログで相見積り取らなかったけど、そこを選んだというのは何なのか。

それから、もう併せてね、そうでないというならば、私がというような情報どおりでないというならば、最近やった県内の給食センターの厨房機器について、あなた方は、そういう実績を元にして業者を選んだというならば、最近やった厨房機器についての調査してあると思いますのでね、その辺も発表してみてください。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 助役都甲昌勲君。

○助役（都甲昌勲君） 大石議員の78号議案の再々質疑にお答えをいたします。

指名業者の関係でございますけど、市の契約規則第38条で、指名競争入札に付するときには、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならないということがございます。過去のことと言ってましたけど、合併をいたしまして、現在、市内にこのA級業者が5社ございます。過去は5社はなかったわけでございます。そういう関係で市外業者を指名に入れたという経過がございますが、そういうことで、この先日も一般質問でもお答えをいたしましたように、市内業者の育成という立場もありますし、この5社で、過去の実績みますと、施工可能だというふうに判断をいたしまして5社を指名したわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 教育庁総務課長安東洋義君。

○教育庁総務課長（安東洋義君） それでは大石議員の再々質疑にお答えいたします。

まず1点目の、予定価格を公表できない理由ということでございますけど、現在、物品につきましては予定価格を公表しておりませんので、そういうことでご了承いただきたいと思っております。

それから、中西製作所しか、取れないような設計といいますか、仕様書になってたんじゃないかというような趣旨のご質問でございますけど、こ

の仕様書の機器につきましては、先程も言いましたように、専門家の意見も聞いてですね、参考機種ということで仕様書に記載し、機器のメーカー名、そういったメーカー名とか型番を記載してですね、その機種と同等品以上ということで記載をしております。

それで、同等品以上の物品で入札する場合は、同等品以上としての認定を受けてもらうように、現場説明のときもそういうご説明をいたしました。そういうことですので、この1社しかできないというような仕様書にはなっていません。

それから、カタログをこの4社取った理由といいますが、選んだ理由ということでございますけど、今回指名した8社のうち、この4社からカタログを取ったわけですけど、もちろん仕様書の中には、これ以外ですね、機種等もございまして、そういった分についても取ったのがございまして、ですから、この4社を選んだ理由ということは、特にございません。

それから、最近の県下での厨房機器の納入実績といいますが、そういうご質問でございますが、この今回指名した8社で申し上げますと、私どもで調査した資料によりますと、株式会社A I H O、これが県下で3つの学校給食調理場の実績がございます。それから、タニコー株式会社が同じく3箇所ですね、それから、株式会社中西製作所が9箇所、県内の実績でございます。それと、株式会社三國産業、これが6箇所ございます。私どもが調査した資料でございますので、若干数がですね、これと違うかもしれませんが、一応私どもではこういうことで調査しております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

○議長（菅 健雄君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） 途中でどうもせんに切れてみたり、もう最初からついたり、不思議なマイクですね。

日本共産党の大石であります。私は、79号議案に反対討論をいたします。

79号議案は、給食センターの厨房機器の購入の締結議案でありますけれども、いま、いろいろと質疑をいたしましたけれども、どうしても私は、市民の立場から見たら納得できない部分があります。私も質疑のなかで指摘しましたように、最初から株式会社中西製作所がもう落札できるという、その中西製作所をどうやって指名に入れるかということが鍵だったようですけども、それ以

外の業者が8社入りまして、7社入っても、10社入っても同じですけれども、もうこの設計仕様書でいきましたら、あと、これより同格のものという条件がついていて、あとの方が落札した場合には、特別な企業の努力が求められるという仕組みになってると、業界では話題になっているようであります。

よって、これが市内業者ならいざ知らず、市外業者でありますし、まあ最初からそういう疑惑が払拭できない、まあ前から問題になっていたようですけれども、それを選んだということ、これをそのとおりに落札されて提案した。それを私は同意することはできませんので、反対いたします。

なお、主体工事につきましては、助役から、下請け、孫請け、材料などについても働きかけをするということで、予定価格の差が1.2パーセント、98.8パーセントで落札しておりますけれども、市内業者ということでこれは了としたいと思えます。

以上であります。皆様のご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長(菅 健雄君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

これより第78号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) 異議なしと認め、第78号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第79号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、第80号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(菅 健雄君) 日程第4、意見書案第4号及び意見書案第5号を一括して議題といたします。

○議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 議会運営委員長の近藤でございます。提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第4号、「道路特定財源の確保等に関する意見書」についてです。

国民共有の財産である道路は、人や物資の流れに大きな役割を果たす最も基本的な社会資本であり、文化や歴史が行き交うコミュニケーションの場として、その整備は国民が等しく熱望するものです。

特に、都市部に比較して高速道路等広域高速交通体系が不十分な地方においては、道路整備は計画的かつ着実に推進されなければなりません。

しかし、政府においては、公共事業の抑制に加え、道路整備に用途が限定されている「道路特定財源」の一般財源化について、早急に検討し具体案をまとめたことは、今後の地域における道路整備に大きく影響を与えかねないものとなっております。

今回の意見書提出は、以上の状況を踏まえ、「道路特定財源」を全て道路整備に充当し、今後も道路整備を着実に推進するよう、政府に対し要望するため提案しました。

以上、何卒慎重審議の上、ご協賛下さいますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) 8番中山田健晴君。

○8番(中山田健晴君) 8番中山田健晴であります。提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第5号、「地域と中小企業の金融環境の改善と金融の円滑化」を求める意見書であります。

我が国の中小企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、政府が進めようとしている不良債権の最終処理によって、連鎖倒産や失業者の増加等が予想され、地域経済や中小企業への深刻な影響が懸念されております。

そこで、金融関係と中小企業の親密な関係を長期的に維持し、地域と中小企業の金融環境を活性化させ、地域経済の発展を目的とし、4項目について国に対し強く要望するものであります。

以上、何卒慎重審議の上、ご協賛下さいますようお願い申し上げます。

○議長(菅 健雄君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号及び意見書案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

40番大石忠昭君。

9月22日

○40番(大石忠昭君) 意見書第4号について、提案者に質疑をいたします。

この種の意見書は、旧豊後高田市時代から何度も提案されてまいりましたが、今回、意見書の提出の趣旨として、道路特別財源については、すべて道路整備に充当することということが1つの趣旨になっています。

そこで、お尋ねしたいのは、これまでこの道路特定財源については、まあ高速道路の建設など大型な道路工事にほぼそれに充当させられて、私たちが一番問題にしてる地域の消防車や救急車も入らないような生活道路の改良工事などについては、なかなか充当されなかったんじゃないかと。そういう危惧をしてるわけです。

よって、これをさらに要求するということは、さらにそういう大型、いま問題になってる無駄な大型工事も随分ありますけれども、そういうことを助けるだけであって、実際に、これを、意見書を上げたからといって、地方の生活道路には、影響がないんじゃないかというふうに思うんですけれども、あなた方の提案する以上は、実際にこれまでの実績として、この道路特定財源が地方生活道路にどれくらいですね、充当されたというような認識なのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 40番大石議員の質疑にお答えいたします。

大石議員ご承知のように、道路特定財源の確保に関する意見書案についてはですね、もちろん市長依頼分ですね、県下市長会統一内容の趣旨、目的によるもので、しかも、新市議会になってですね、17年の第1回定例会の7月1日、平成18年第1回定例会、18年第1回定例会の3月20日に引き続いての3回目のものであります。これまで、初回は、質疑、討論なく、全会一致、大石議員ご承知のとおりであります。2回目は、同一趣旨、項目でありながらも、大石議員あなたの質疑、反対討論で、賛成多数で可決をされましたことはご承知のとおりであります。今回も全くですね、前回と同一内容の項目であり、諸般の情勢につきましてはですね、大石議員もご承知のとおり、新聞紙上によればですね、軽油取引税や自動車取得税など地方部の道路財源も一般財源化の見直し対象に含めることなど、全く厳しい状況の中でございましてですね、そういうふうな趣旨からですね、今回の提案につきましても、ちゃんと皆さんにお配りした趣意書をよくご覧いただければ、あなたのご質疑の点は解明できると思いますので、答弁に代えたいと思います。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) はい、いま、長々と答弁がありましたけれども、私の質疑は、今の答弁

みたいなことを答弁していただくために質疑したものではありません。ご承知のようですが、ご承知のようですがと言われましたけれども、そんなこと言われなくてもね、承知してることは承知してます。

よって、提案者の(聞き取れず)いいですか、時々止まるな、発言封じかな、これは。そんなことないと思うんだけど、質疑簡単なんです。ね、これまでの経過も私が一番よく知ってます。私がどういう態度取ったかも、自分のことですからよく分かってます。

よっていま聞いているのは、毎回毎回これをね、旧豊後高田市時代から同じ趣旨のことを意見書出してきたんだと。そこまでは分かるね。聞いているのは、出してみても、これがいくら意見書を出しても出しても、実際には、この私たちの地方都市の生活道路の整備などについてはね、ほとんど影響はないんじゃないかと。影響があるというんならば、道路特定財源のうちに国の、いや公団の事業じゃなくて、市の事業にどれぐらいの影響があったかと、そういう認識なんですかちゅうことを聞いているわけですね。そこを答えてもらいたいんです。

○議長(菅 健雄君) 24番近藤今朝則君。

○24番(近藤今朝則君) 40番議員の質疑とも思えない、反対討論みたいな感じの意見に対してですね、お答えをいたします。

議員は、分かりきって言いよるから申し上げます。この意見書案の取り扱いにつきましてはですね、本市議会の先例集でね、出してるわけですね。私が個人で、中山田議員のような紹介でね、やってると、自ずから違うということをご理解していただかんと。まして、大石議員は、17年のね、(○40番(大石忠昭君) 聞いたことに答えてもらえんですかね。)

○24番(近藤今朝則君) 分からないから、あなたに言ってるんですよ。この趣旨を見ればね、あなたが答弁したのは、私から見れば、反対意見しかならない質疑なんですね。この賛同する質疑ではないじゃないですか。だから、議長にむしろ取り計らい願ってね、やってもらわんと、今後の議会運営に非常に私は支障が出ると思います。あなたは、あなたが提出したときは、全面的賛成して、あなたが提案してないときは反対だというようなね、質疑であるから、あえて、私はこれ以上答弁する限りでない。もっと提案した内容についてですね、よく読んでそれから質疑をしてください。

以上です。

○議長(菅 健雄君) 40番大石忠昭君。

○40番(大石忠昭君) 議長、再質疑の前に、議事進行で議長をお願いしたいんです。いま、正確に聞きますとね、私の答弁とかがありましたけど、

私は答弁してないんです。私は質疑したつもりです。

それから、その、反対だとかね、賛成だとか、そんなことじゃなくてね、質疑ですから、提案者に対する質疑ですからね、質疑にまともに答えさせてくれませんか。ただ、ほんの一言の質疑なんですよ。ね。この意見書をいくら国に提案しても、実際に地方に下りるのは、ほとんどないんじゃないですかと、あるんならね、どれぐらいかと。分からないなら、分からないでいいんですよ。ね、分かれば答えればいいことで、それは私は不勉強で分かりませんなら、分かりませんで結構なんです。そこだけが、そこだけが質問でしょう。そのことに対して全然答えないでね、あさってみたいなことじゃ、ちょっと困るんでね、あさってみたいことは取り消させて、ちゃんと、正確に答えさせてもらえませんか、議事進行でお願いします。

議長、権限があるでしょう、それぐらい、だれが考えてもおかしいそれは。これは、見ればわかる、見れば分かる、見て分からないんです。そんなこと書いてない。

○議長（菅 健雄君） 24番近藤今朝則君。
○24番（近藤今朝則君） 40番議員の質疑にお答えいたします。

答弁でない、答弁、答弁というようなことは、私が申し上げたということになれば、質疑に対してね、答弁申し上げます。

この意見書の、意見書というものはどういうものであるかということをご承知なんでしょう。意見書は、仮にここは可決しても、国会、政府等に出せばですね、それは受け付ける義務はあるけれども、それに即答しなければならぬというものでもなんでもない、政治的な効果を狙っての意見書ですから、一時不再議には、該当しないにしてもですね、3回も意見書を出さざるを得んというのが、政治的効果を狙ってのものでありますので、ご理解あるご協力をお願い申し上げます。

○議長（菅 健雄君） ほかに質疑はありませんか。

○40番（大石忠昭君） ちょっと待って議長、もう1回質疑、再質疑、再質疑してないんです。さっきは、議事進行でお願いしたでしょ。

○議長（菅 健雄君） 40番大石忠昭君。
○40番（大石忠昭君） はい、もうこんなことをですね、何度も議論するようなことじゃないんですけどもね、何かこう、私というよりは、議会に対してね、上から押さえちゃろう、押さえちゃろうと、押さえちゃろうというようなね答弁をしますのですね、ちょっとね、もう聞き苦しかったんでね、もう1回市長、議長再質疑したいんです。やっぱり質疑というのはね、簡潔でないといかんから、私は簡潔にしたつもりなんです。ところが

これ読めばわかる、読めばわかる、私の頭が悪いのか、そう悪くはないと思うんですけどね、読んで分からないんです。私が質疑してることは、こういうものを出してもね、世論形成するんだ、政治的圧力加えるんだという趣旨のことをやってるけども、そんな意見書がどういう趣旨がちゃうのは分かるんですよ。

でもね、私言ってるのは、これこれは、大型、大型の道路事業を促進することを助けるんであって、地方の生活道路に影響ないんじゃないかと。影響があるならね、これまでの実績でどういうものがあるんですか、認識してるんなら出してくれ、認識、提案者として私は市長から頼まれてやってただけじゃ、認識しておりませんちゃうなら、それでもう何にも言わないんです。そこが全然ないじゃないですか。そうじゃないで、ああじゃ、こうじゃ、こうじゃ、こうじゃ、あさってみたいなこと言うから、私が、ちゃんと答えさせてください。

○議長（菅 健雄君） 24番近藤今朝則君。
○24番（近藤今朝則君） 40番議員の再々、今度は質疑ですね、お答えいたします。

くどいようですが、この提案書にですね、書いてあるとおりでございますので、これ以上の答弁は、私としての答弁の限りでありません。よろしくお答えいたします。

○40番（大石忠昭君） 答弁になってない。
○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

40番大石忠昭君。

○40番（大石忠昭君） いよいよ最後になりましたが、もう一度討論をいたします。

1件だけですが、意見書第4号について、反対討論をいたします。

いま、質疑をしましたが、再々質疑の中では、もうここに書いてるとおりで、これ以上ないと言いながら、まあ何度もくどくどく説明がありましたけれども、ないんなら、最初からないと言えどもっとスムーズにいったんじゃないかなと思います。これは感想です。

本題に入りますけれども、日本共産党は、国道を始め生活主要道路についての事業を推進することについては、これは賛成であります。そういう立場から、今までも何度も意見を述べてまいりました。しかしながら、いま、今回提案されております道路特定財源をすべて道路事業に充当させようということについては、私どもは反対であります。それは、日本共産党は、この道路特定財源を一般財源化することによって、道路問題の予算の可否を審議する仕組みを作って、無駄な公共工事、大型高速道路など、採算性困難な道路につ

9月22日

いても、困難な道路については、見直しをすべきだという立場をとっています。

よって、これをやればやるだけ、まだそういういま問題になってるような高速道路、大型公共工事などを促進することにつながりますのでね、これは、元小泉総理も何度も国会で表明してるように、これも一般財源化を検討せないかんという立場をとりましたのでね、これは、遅きに失する感じですけども、ぜひ私どもは一般財源化をするということを主張しておりますので、この道路特別財源をすべて道路に充当せよということについての意見書は、反対であります。皆様のご賛同をお願いいたします。

以上であります。

○議長(菅 健雄君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第4号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(菅 健雄君) 起立多数。

よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決されました。

意見書案第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

意見書案第5号については、原案のとおり可決されました。

○議長(菅 健雄君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成18年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健雄

豊後高田市議会議員 北崎 安行

〃 川原 直記